

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成30年12月7日（金）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分（街づくり計画部所管部分）

【質 疑】

石本委員

議案資料 No. 1 の 25 ページの関連で、戸田市で2件、深谷は10件、新座市では申請がなく狭山市では9件ということだった。これらについて市はどのように分析しているか。

保坂建築指導
課長

自治体によってさまざまな件数となっていますが、周知方法につきましては各自治体とも同じような方法をとっており、ホームページや広報等で行っています。件数にバラつきがあることにつきましては、住民の関心の高さも要因となっているのではないかと考えております。

石本委員

家を建てかえようとしている人は、対象外というような要件は他市と変わらないのか。

保坂建築指導
課長

本市と同様の取り扱いをしている自治体はございます。

石本委員 家を建てかえようとか思っている人が、塀を壊すというものは、他市でも対象ではないのか。

保坂建築指導課長 県内で実施している自治体を調べたところ、対象外としている自治体もございました。

石本委員 どのように調査するのか。

保坂建築指導課長 他市の調査方法については、確認しておりませんが、実際は申請に基づき、申請をする中で判断していくことになるものと考えています。

石本委員 この制度がうまく使われるかどうかには危惧を感じる。
私が住んでいるネオポリスでは3年くらい前に国土交通省のモデル事業に選んでいた。古い家を売るために修繕する補助金制度というのを、街づくり計画部でモデル地区に選んでもらったが、実績としてはゼロであった。家も建て替えないで、塀だけを壊そうという方が本当にいるのか。
今後どのようにやっていく方針なのか。

保坂建築指導課長 今回、大阪府で地震が起こった後、ブロック塀の安全性や補助制度に関しての問い合わせが寄せられ、そうしたこともあって今回、事業を創設することとしたものですが、実際ブロック塀に危険性を感じている市民の方

がいらっしゃると思いますので、この事業を活用していただければと考えております。

松本委員

関連だが、仮に古い家を建てかえようという気になっていた方がいて、そのブロック塀は古く危険性が高くなったとき、その場合は対象にならないのか。

保坂建築指導
課長

今回の補助の対象にはなりません。

西沢委員

大阪府の地震があり、9月くらいにこういった制度が導入された自治体もあると思うが、所沢市が12月になった理由は。

また150万円だが、10月くらいから事業を実施すると1年間の予算の半分くらいを補正で出すことが多いように感じるが、来年度以降の年間予算が300万円で見込んでいるが、今回、150万円の予算を組んでいる考え方を伺いたい。

例えば、相続などで地権者が他市に在住の場合、この制度の利用はできるのか。

保坂建築指導
課長

本定例会に提案させていただいた理由ですが、本市におきましては地震発生後、建築士の資格を有する職員による市有施設の点検調査を優先して

行いました。また補助制度を市民にとって使いやすいものにしたいということもあり、いろいろな自治体の情報を収集し、制度設計を行っていたため、12月定例会に提案することとなりました。

事業費150万円につきましては、撤去と改修それぞれ10件ずつを見込んでいるところですが、この10件という件数につきましては、ブロック塀に関する問い合わせが10数件あったことや、他市の実績が10件程度ということなども参考とさせていただきました。

翌年度の300万円につきましては、今年度は初年度ということもあり、申し込みが集中することも見込まれますが、来年度は減少することも考えられますので期間的には4倍になりますが、その半分の300万円で見込んだものでございます。

他市に住んでいる方もこの制度を使えるのかということにつきましては、申請できる方は塀の所有者になりますので、市外に住んでいる方でも、所有であれば申請できることとなります。

石本委員

所沢市では、空き家に関しては危機管理課が所管しているが、市民から通報があったところしか登録していない。平成30年度は昨日の時点で120軒である。空き家の実態数を所沢市の場合、把握できていないが、問い合わせ以外にも危険な状態にある空き家はあると思う。そのような家こそ、この制度が必要ではないか。

保坂建築指導課長 地震後に空き家のブロック塀についても近隣の方から通報があり、建築指導課で現地調査を行い、その所有者に注意喚起をして対応をお願いしているところであり、本制度をご活用していただければと思います。

桑島委員 川越市の取り組みについて伺いたい。

保坂建築指導課長 川越市につきましては、生け垣等の設置に伴ってブロック塀を撤去する場合の補助を設けています。

吉田街づくり計画部次長 補足ですが、川越市の場合は、今回の地震により補助制度をつくったものではなく、前々から生け垣を市として支援していくということでの制度です。

桑島委員 景観行政は街づくり計画部が所管ではないか。

秋田街づくり計画部長 そのとおりでございます。

桑島委員 そうすると生け垣になったほうが、景観的にはよいと思う。
せっかくお金をかけるのであれば、ブロック塀から生け垣にしてもらったほうが景観的にもよいと思うが、その辺は検討しなかったのか。

吉田街づくり
計画部次長

以前に生け垣の整備に係る補助制度は所沢市でも実施したことはございます。残念ながら活用があまりなく、制度要綱を見直した結果、廃止した経緯がございます。

また生け垣の維持管理に関して、一定の規模以上のものに対する補助制度は環境クリーン部でも行っているとのことでした。

桑島委員

危険ブロックを撤去すると同時に生け垣になったほうが、CO₂の吸収力も増えるのではないかと。市長が、マチごとエコタウン所沢構想は、あらゆる分野にエコを普及させると言っているのではないかと。ある種、こういったものはチャンスになるのではないかと。またこの制度は私有財産に対する補助である。もっと限定的であるものである。生け垣の形成というものは景観法ができてから、景観の形成に対して公的支出することに関しては、景観というものは共有資源という認識があるので、生け垣の補助という方が、公的資金の援助というものは、法的な裏づけができる。単にブロック塀は、責任者負担であるべきだ。私有財産に対し、さぼっている人にお金を出すのは正直者が馬鹿を見るようなものだ。少なくとも要綱の中で、やるのであれば軽量フェンスも景観はブロック塀よりはよいと思うが、生け垣まで踏み込めば一石二鳥である。内部でしっかり議論したのか。マチごとエコタウン所沢構想の観点はこの制度にないのか。

秋田街づくり

景観行政も意識し、みどり、生け垣という議論もしてまいりました。街

計画部長

並み景観行政としてはいろいろな施策をやらないといけないという時期で検討はさせてもらっていますが、今回、期間限定というところで短期に少しでも道路空間の防災ということにも力を入れたいということで、制度を考えたものです。県内の他の市ではフェンスだけとか、あるいは生け垣だけとかはありますが、当市では選択肢が両方あるということで広く活用をしていただけるようにこのようにさせていただきました。

桑島委員

そういうことであれば、やはりフェンスと生け垣の補助額を変えとか、政策誘導するのであれば生け垣の補助額を高くするとか考えられなかったのか。

保坂建築指導
課長

撤去工事は1m当たり1万円、改善工事は1m当たり5,000円としておりますが、フェンスには多様な種類と工法がございますし、生け垣につきましても、いろいろな樹種があり、単価の設定が難しい中で、市として補助できる金額を一律に設定をしたものでございます。

行政庁によっては撤去よりも改善のほうが単価が高いところもございますが、本市では撤去のほうを手厚くいたしました。

松本委員

環境クリーン部のみどりの基本計画の中に地域を決めて生け垣にしていこうというのがあるが、今回、この制度を議論する中で情報交換のようなものはあったのか。

保坂建築指導課長 環境クリーン部で行っている制度と整合を図るための確認はさせていた
ただきました。

松本委員 市民に周知するとのことだが自治会の回覧はするのか。

保坂建築指導課長 現在のところ、市ホームページやほっとメール、まちづくりセンターで
のチラシの配架を考えているところですが、行政回覧につきましてはご意
見もいただいておりますので、今後検討してまいりたいと考えておりま
す。

西沢委員 地震により倒壊する恐れがあると書いてあるが、要綱にこのように書い
ても不明確な感じがする。震度6強の地震がくれば、ほとんどのブロック
塀は倒壊する恐れはある。

地震でなくても大型トラックが通行しただけで倒れてしまうように見
えるブロック塀もあるわけだから、危険除去ということが立法事実の背景
にあるのであれば、地震による倒壊という記述よりも振動による倒壊にし
たほうがよいのではないか。

保坂建築指導課長 今後は交付要綱を制定し、運用していくことになるものと考えています
が、その要綱の中では、危険ブロック塀等がどういうものなのかを定義づ
け、この危険ブロック塀等に該当するかどうかで判断することになるもの

	と考えております。
西沢委員	地震云々はあまり関係ないということか。
保坂建築指導 課長	塀が倒れる要因としましては地震だけではないと思います。実際、車の振動などで倒れてしまいそうなブロック塀も、危険ブロック塀等と判定されれば、補助の対象になるものと考えております。
会沢建築指導 課主幹	補足させていただきますが、検討段階ではございますが、危険ブロック塀等の撤去改善事業に関する要綱の中では、地震等の災害時においてブロック塀の倒壊における被害を防止するという形で今は考えているところでございます。
桑島委員	既存不適格で本来であればセットバックしなければいけないところに塀があるようなケースの場合、補助しないということによろしいか。
保坂建築指導 課長	補助の対象としている前面の道路には、二項道路も含まれておりますので、4 m未満の道に塀があるケースもありますが、仮にその塀が危険ブロック塀等と判断された場合につきましては、補助の対象にはなるのですが、改善の際には中心から2 mまたは2.1 m後退した位置に築造してもらうことで考えております。

谷口委員

広報ところざわで危険ブロック塀の特集をして、わかっていない方もいらっしゃるのでは行政回覧をしてもよいのではないかと言わせてもらったが、その後行政回覧を使った情報はやったのか。

保坂建築指導
課長

行政回覧につきましては委員からご提案いただき、10月に我が家の耐震診断相談会のお知らせとともにブロック塀の安全点検について回覧させていただいたところでございます。

荒川委員

文科省の危険ブロックの対象というのは教育施設に限っているのか。通学路も含まれているのか。

保坂建築指導
課長

文科省の補助制度の内容につきましては把握しておりません。

石本委員

教育委員会が通学路のチェックをした。そちらでは教育委員会とどういうやりとりをしてきたのか。

保坂建築指導
課長

学校施設の安全点検の結果につきましては、まだ正式な報告は受けていません。今後調査結果を受けて、教育委員会とどのような連携を図れるか協議したいと考えております。

石本委員

教育委員会からはいつごろ来るのか。

秋田街づくり

6月の大阪府北部地震を契機に、庁内では関係部署により調整しながら

計画部長

やっちはいるのですが、いつそれが正式に結果が来るのか今のところは聞いておりません。

松本委員

建築指導課の業務で個人並びに建売住宅の申請があった時には、塀も審査対象となるのか。

会沢建築指導

建築確認申請では建物の図面等がついてくるのですが、中に配置図がご

課主幹

ざいまして、配置図の中にブロック塀の築造の予定がある場合には記載がございまして、その際にはブロック塀の基準の適合性について審査の対象となっております。

松本委員

そうしたときに植栽を勧めることはないのか。

会沢建築指導

確認申請は建築計画について、法の適合性をチェックする観点ですの

課主幹

で、申請において勧めることは行っておりません。

【議案第128号 街づくり計画部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 (午前9時40分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時42分)

○議案第135号「市道路線の認定について」

○議案第139号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第135号と議案第139号については、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

開通してしばらくたつのに、なぜこんなに遅くなったのか。少なくとも9月定例会に出してしかるべきなのに、なぜこんなに遅れたのか。

池田建設総務
課長

開通後に道路の測量を行いました。測量が完了したのが10月中旬でしたので9月定例会に間に合わず、12月定例会での提出となりました。

桑島委員

測量が遅かったのではないか。なぜそんなに測量に時間がかかったのか。

池田建設総務
課長

工事期間中は測量ができませんので、工事が終わってから工事中に撤去した境界標の復元や、重複した部分の調整などの作業を、また道路の官民境界について隣接地権者に確認していただくということがございましたので、同意をいただくまでに時間がかかりました。

桑島委員

市道認定は始点と終点の所在地だけだ。そのことについては確定測量が

終わらなくても、始点と終点の承認なのだから測量を待たなくても、議案は始点と終点の所在地しか書いていない。測量があろうとなかろうと、そこについては問題ないのではないか。さっさと9月定例会で提案して、細かな測量の移動というのはあっても、用地を売る場合は別だが納得できない。なぜ遅くなったのか。

池田建設総務
課長

道路台帳の整備を行うということもございますので、道路区域を確定させて、それから再認定をお願いする形をとらせていただきました。

桑島委員

これまでも建設部は道路台帳を確定した後に必ずこうした形で議案を出すという手順で全てやっているのか。

池田建設総務
課長

認定についてはいろいろなケースがございまして、今回につきましては工事が完了してから、道路の開通後に測量をしたものでございます。

桑島委員

標準的な手順があると思う。こんなふうに出して認定しろと言われても認めざるを得ない、道路ができているのだから。手順の出し方としていかにも後づけのように議会に出すのではなくて、測量だろうが道路台帳だろうが、まず議会が認定した後にやるものではないのか。こうした形でやるということは反対しようがない。反対したらどうなるのか。こうした出し方は皆さんの都合としては構わないが、我々としては認定してからそうし

たことをやってくれということだ。認定が先なのではないか。何か実害があるのか。皆さんの都合で出すのではなくて、議会が認めないと道路台帳を整備してはだめだ、認めてもないものを。既存事実をつくって出してくるのは手順として間違っているのではないか。他の議案では道路台帳にないものを出すではないか。やっていることがぐちゃぐちゃだ。標準的な手順を説明してほしい。

池田建設総務
課長

原則として道路をつくるときには、まず道路認定をいただきまして、起点、終点及び経過すべき地点を位置的に明確にして、道路管理者として道路を建設して維持管理していく意思表示をさせていただきます。続いて権原の取得といたしましょうか、用地を取得して道路区域を決定して、工事を行い、供用開始という手続きが一般的でございます。

桑島委員

本来であれば9月定例会または6月定例会で提案に出してもいいわけだ。なぜ道路台帳が終わった後に議会にもってくるのか。議会が後追いの承認をするようなやり方は手順としては議会軽視だ。まず議会が決めてからやるのではないか。なぜこんなにも遅れたのか。遅れて間違えたというなら納得するけれども、ああでもないこうでもないと言って、完成してから何カ月もたって後追い承認しろと言われても承認できない。このような手順のミスが一番よくない。始点と終点を見ているだけなのだから、先ほど答弁したように最終的に意思決定権限は議会にある。このような出し方

は議会軽視だ。なぜこのような出し方なのか。これからもずっとこのよう
な出し方をするのか。遅れた理由がわからない。なぜ遅れたのか。

池田建設総務
課長

今後はやり方を見直して議会軽視と言われないように事務を進めます
のでご理解いただきたくお願いいたします。

【質疑終結】

【意 見】

桑島委員

会派至誠自民クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。議
会に道路認定を出す場合にはしっかりとまず始点と終点の意思表示の権
限として議会の議決があるわけですから、そうした手続きをたがえぬよう
に、既成事実が完全に整った後に議会に出すというのは非常に出し方とし
て問題がありますので、こうした出し方は二度としないことを求めて賛成
の意見といたします。

【採 決】

議案第135号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第139号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第136号「市道路線の認定について」

○議案第140号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第136号と議案第140号については、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

これは既に道路台帳に載っているのか。確定測量は終わっているか。

池田建設総務
課長

道路台帳に載っておりません。工事を行う前に認定のお願いをする理由は用地を取得する関係がございまして、地権者に譲渡所得5,000万円控除の特例を適用するための税務署協議を行う必要等があるためでございます。

荒川委員

清瀬市道と城と新たに道路をつくって橋をつくるが下流に橋があるが、あれは撤去される。撤去されると周辺の人々の不安や不満の声はなかったか。

加藤道路建設
課長

新しい橋ができますと、清流橋は撤去されて、そこにつながる市道については行きどまり道となってしまいますので、行きどまり道になってしまうことについての対策を今年度委託して検討しているところで、検討が終わり次第地元説明していく予定です。

荒川委員

対策というのは例えば人道橋をつくるとか、そうしたとか。

加藤道路建設

現在考えているのは行きどまり道になってしまいますので、入ってきた

課長

車に対してUターンできるような対策とか、そうしたことでございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第136号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第140号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第137号「市道路線の認定について」

○議案第141号「市道路線の廃止について」

入沢委員長

議案第137号と議案第141号については、一括議題としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

確定測量と道路台帳の整備は終わっているか。

池田建設総務
課長

終わっておりません。

桑島委員

なぜ出すのか。先ほど確定測量と道路台帳の整備が終わってから出すと答弁したのに、なぜこれは出すのか。これは誰か税金で得する人がいるのか。

池田建設総務
課長

所沢駅西口土地区画整理事業に伴いまして、来年度社会資本整備総合交付金を所沢駅西口区画整理事務所で申請する予定から、補助金申請に際しまして道路認定が要件になっているものですから、ここで道路認定をお願いしているところでございます。

石本委員

市道1-902は議案書の地図で言うと上のほうから矢印があって、6

73というところで矢印がとまっている。670-1から673のほうに矢印がとまっているがこれは一本道か。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

石本委員

市道1-906号線が書いてあるが、側道のような道がある。この道はあるのか。

池田建設総務
課長

こちらは道ではございません。公道として認定されていない場所でございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第137号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第141号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第138号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

確定測量と道路台帳の整備は終わっているか。

池田建設総務

こちらは開発行為に伴いまして市に帰属した道路でございまして、確定

課長

測量は終わっておりまして、認定していただければ道路台帳の整備を行う
こととなります。

桑島委員

おかしいではないか。先ほどは認定がないのに道路台帳を整備した後に
出したのか。言っていることがぐちゃぐちゃではないか。普通道路台帳に
載せるのは認定してからではないか。議案第135号は道路台帳に載せた
から出したと言ったじゃないか。どういうことか。

池田建設総務

道路台帳整備のために測量させていただいたという意味でございませう。

課長

荒川委員

元の地目は何か。

池田建設総務

畑でございませう。

課長

荒川委員

市街化区域か。

池田建設総務

そのとおりでございます。

課長

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第138号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第142号「市道路線の廃止について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

幅員1.5mで延長36.60mで面積は何㎡か。

池田建設総務

約54㎡でございます。

課長

桑島委員

予定売り払い価格はどれくらいか。

池田建設総務

約300万円でございます。

課長

桑島委員

これから不動産鑑定を行うのか。

池田建設総務

その予定でございます。

課長

桑島委員

売り払い要請があったということだと思うが、一体利用したいという方向性での売り払い要請ということか。

池田建設総務
課長

そのとおりでございます。

桑島委員

いわゆる錠口道路について、周辺地主ではなくて他の人が買いたい場合にはどのような手続きか。

池田建設総務
課長

道路の売り払いにつきましては所沢市道路の売払い及び交換に関する要綱で定めて運用しているところでございまして、売り払いの対象となる方は道路の隣接地権者のみとさせていただきます。

桑島委員

なぜ周辺の人たちだけに限定しているのか。原則は市有財産である以上、誰に売ろうと要請があれば売ってしかるべきものではないか。

池田建設総務
課長

市で売り払いする道路は赤道が多く基本的に面積が狭小であったり、接道が取れなかつたりする場合もありまして単独利用が非常に困難であると考えまして隣接地権者のみを対象にしているところでございます。例えば県のように大規模な道路の建設に伴う残地などは単独の利用が可能であると思われまますので一般競争入札というような形で土地の払い下げができるものと考えております。

西沢委員

地権者が2人いて赤道が両方に通っていたとして片方の地権者がこの

赤道の自分の隣接部分を買いたいと言った場合には認められると思う。隣の地権者の前に通っている赤道はそのまま赤道で残るのか。

池田建設総務課長 全て売り払いとなりますので、隣地地権者の土地となりますので赤道は残りません。

西沢委員 2軒地権者がいて、その前面の両方に赤道が通っていたとして、片方の地権者は自分の前の赤道だけを廃止してもらって買いたいとしたら、もう片方は残る。そのまま残るのか。

池田建設総務課長 道路を切り分けしての部分的売り払いは行っておりません。路線全てを想定しておりますので、原則そういった払い下げは考えておりません。

西沢委員 片方の人が自分の前の赤道を廃止して買いたいという場合は全部買わなければいけないのか。

池田建設総務課長 原則は全部ですが、全部売り払ってしまうことによって土地が不整形となる場合もございますので、そうした場合は払い下げはご遠慮願うことになっています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第142号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分（建設部所管部分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

ここ数年の道路整備基金積立金の状況はいかが。

池田建設総務
課長

平成29年度に3億円、平成25年度に2億円積み立てているところ
でございます。

石本委員

これはどのような時に積み立てるのか。選挙直前の12月定例会は道路
維持費に増額の予算が出てくるのが相場で、皆さん選挙が近いから地域
ご要望を聞いてきて出てくるのが多いと以前に道路関係の人から聞いた。
どのようなプロセスで基金の積み立ては出てくるのか。財務部がぽーんと
くれるのか。それとも事前にこれぐらい欲しいと言うのか。

池田建設総務
課長

道路整備基金の積み立てですが、道路の整備に関して、毎年度一定額費
用が発生しています。市民の利便性の観点から事業を継続して迅速に進め
ていくべきであると考えておりますことから、安定した事業を実施するた
めに財源の確保が必要となりますので財政課にお願いしているところで
ございます。基金の積み立ては、積立財源、要するに決算が確定して繰越
金が出ないと積み立てができないものですから、昨年度決算で繰越金が出

て、財政調整基金など、必要となる積立額より多く繰越金が出たということ
とで道路整備基金に財源が配分されたところでございます。

石本委員 来年度、再来年度に大きい工事を控えているから、ここで積んでいこう
という積み方ではないということか。

池田建設総務 そういった意図もあって財政課において道路整備基金3億円の積み立
課長 てが認められたものと思います。

青木委員 この基金の積み立ては総額いくらか。

池田建設総務 今年度3億円積み立てて、約1億円取り崩し予定で、30年度末で約5
課長 億1,500万円となる見込みです。

石本委員 コンサルタントに委託し、ボーリング調査や土質試験を実施してとある
が、これはどの予算から出たのか。

高橋河川課長 当初予算はございませんでしたので、予備費を使って実施しました。

石本委員 予備費を使ってまで行うほど危険性を感じたわけで、9月は台風がまだ
来る時期かもしれない。今回繰越明許費補正まで行っている。先議案件と

して出すことは考えなかったのか。

埜澤建設部次
長

最初の測量調査については一刻を争う状態で進めました。その後現地を確認し、通行どめをして、通行どめ自体は周囲の地権者に話して通行どめを継続的にできることがしばらくたってからわかったことや、定点観測を行い、高さの変化、幅の変化等がないことが確認できたことや、これからは渇水期ですので6月ぐらいまでに工事を終わらせられる見込みがあったことで今回は先議ではなく通常の前正予算の議案とさせていただいたものです。

【議案第128号 建設部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 （午前10時19分）

（説明員交代）

再 開 （午前10時20分）

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」当

委員会所管部分

【意見】

石本委員

議案第128号平成30年度所沢市一般会計補正予算建設環境常任委員会所管部分についてリベラル所沢を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

危険ブロック塀等撤去改善事業150万円ですが、この事業は6月に起きた大阪府北部地震で小学生が亡くなるという痛ましい事故を契機に事業化されました。昭和40年代後半から昭和53年に起きた宮城沖地震までに建てられその後ブロック塀について特段の措置を取っていない家屋は市内にはまだ多くあるはずで、そうした家屋は年月がたち、空き家になっているケースも少なくないと思います。残念ながら所沢市においては、空き家に関しては危機管理課が把握しており、他市と異なり市民から通報等を受けた案件のみを把握しており、実態とはかけ離れています。またこうした家屋が通学路上にあることも考えられます。今回の補助金はこうした把握できていない家屋の持ち主にもぜひ知ってもらいたい補助制度です。補助金制度をスタートしたが申し込みがないということはないよう担当部には努力していただきたいことを述べ意見とします。

【意見終結】

【採決】

議案第128号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙1の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前10時22分）